

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待への対応

1. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に向けた取組み

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

このため、障害福祉サービス事業所等においては、定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(2) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成します。

個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(3) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した

場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの方が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

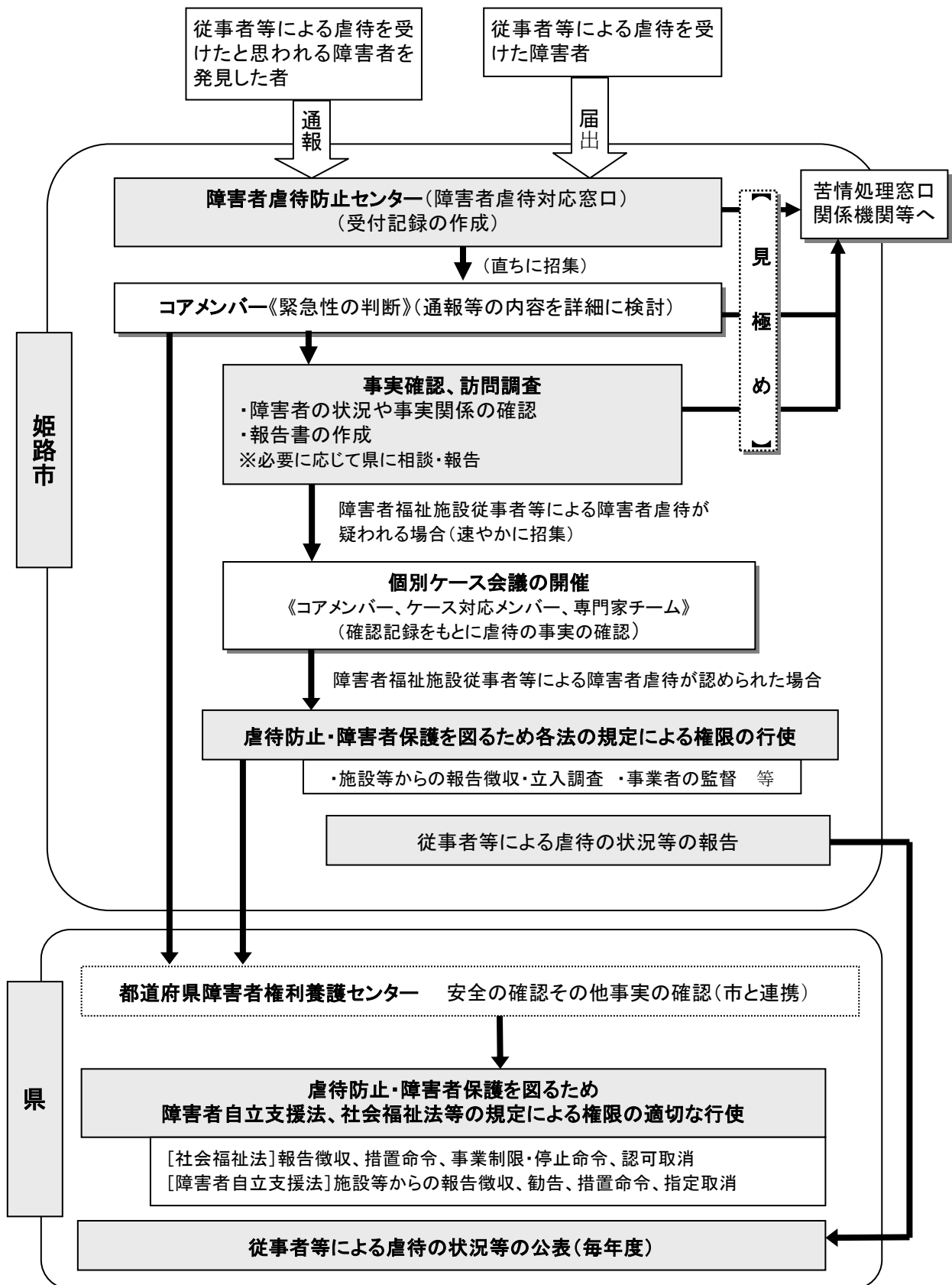
また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

(4) 実効性のある苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることを規定しています。（第15条）

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことを運営基準等に規定しています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー



2 通報・届出の受理

(1) 通報・届出の概説

ア 通報義務

障害者虐待防止法では、「障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市に通報しなければならない。」と規定しています。（第16条第1項）

これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、「障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた旨」を、障害者自ら市に届け出ることができるとしています。（第16条第2項）

イ 通報・届出の窓口

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報又は届出は、市に置かれる「障害者虐待防止センター」が受理します。（第32条第2項第1号）

≪施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合≫

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合は、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市）と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れることとします。

Point

- 姫路市が支給決定を行った障害者が他市の施設に入所
施設所在地の市に通報があった場合：
 通報のあった市で初期対応。姫路市に連絡。指定権者の県に連絡。
姫路市に通報があった場合：
 姫路市で初期対応。指定権者の県に連絡。施設所在地の市に情報提供。
- 他市が支給決定を行った障害者が姫路市内の施設に入所
姫路市に通報があった場合：
 姫路市で初期対応。支給決定を行った市に連絡。事実確認後県に報告。
支給決定を行った市に通報があった場合：
 通報のあった市で初期対応。指定権者の県に連絡。姫路市に情報提供。

(2) 通報・届出の受理時に確認すべき事項

ア 受付記録の作成

通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(3) 通報・届出を受理する際、通報者・届出者への対応に当たって留意すべき事項

ア 通報等受ける際の心構え

《通報等を受ける際の留意点》

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要となります。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮します。

イ 個人情報の保護

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出を受けた市担当職員は、その職務上知り得た事項であって通報・届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務を課しています。（第18条）

ウ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様）としています。（第16条第3項）

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないと規定しています。（第16条第4項）

こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものは除かれます。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

エ 公益通報者に対する保護（公益通報者保護法）

平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を「事業所内部」、「行政機関」、「事業者外部」に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、「不正の目的で行われた通報でないこと」、「通報内容が真実であると信じる相当の理由があること」の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めます。

3 緊急性の判断と安全確保

(1) コアメンバー会議の開催

ア 出席者

虐待の通報等があった場合、状況によっては緊急の対応が必要になります。

そのため、市は、関係者によるコアメンバー会議を開催し、虐待の有無の確認や緊急性の判断を行って、対応方針を決定しなければなりません。

通報受理者は担当課の管理職に通報内容を報告し、担当課の管理職はコアメンバー会議を開催するかどうか直ちに判断します。

コアメンバー会議は、市の担当課の管理職、障害者虐待防止センターの職員、通報受理者等が出席して行います。

必要に応じて、一時保護や立入調査といった市の権限に係る措置を速やかに決定しなければならないため、担当課の管理職の出席は必須になります。

なお、事案の内容によっては、庁内関係部局の職員や福祉・法律・医療等の専門職の出席を求めることもあります。

ただし、コアメンバー会議は、あくまでも直面する虐待に係る緊急の対応方針を速やかに決定することが目的です。長期的な支援方針等は、改めてケース会議を開催することになりますので、迅速な判断を念頭に置いた出席者の選定に留意します。

イ コアメンバー会議において検討すべき事項

コアメンバー会議では、受付記録に基づき、次の点について検討します。

過去の通報や現在の支援内容等の情報がある場合は、それも参考にします。

会議に当たっては、緊急性の判断等に必要な情報を漏らさないようにするため、帳票・記録票（初動対応会議記録～虐待対応支援計画書）を活用することとします。

① 虐待事実の有無の確認

得られた情報を基に、

○「虐待の事実が確認された」

○「虐待の事実が確認されなかった」

○「虐待の事実があったかどうか明確に判断できない」

のいずれかに整理します。

虐待の事実の有無を判断する際には、障害者本人に自覚があるかどうかは問いません。あくまでも客観的な事実に基づいて判断しなければなりません。

「虐待の事実があったかどうか明確に判断できない」場合は、虐待の有無の確認や緊急性の判断に必要な情報を収集するため、事実確認を継続します。
対応を先送りしないため、期限を区切って迅速に事実確認を実施します。

「虐待の事実が確認されなかった」場合は、必要に応じて事業所を所管する関係部署や他の支援機関に引き継ぎます。

② 緊急性の判断

虐待の事実があると判断した場合は、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるかどうかを判断します。

生命又は身体に重大な危険が生じていると判断した場合は、障害者を一時的に保護するため迅速に他の障害者支援施設に入所させる等の措置を講じなければなりません。（第9条第2項）

例えば、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による施設への入所措置や入院等が考えられます。

Point

緊急性の判断とは、具体的には、入所や入院といった一時保護のための措置を検討・実施すること、また、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合に、立入調査の要否を検討することを指します。

③ 一時保護、立入調査の必要性を判断する根拠

虐待の事実があり、緊急性が高いと判断した事案については、一時保護の必要性を検討します。

検討に当たっては、障害者の心身の状況や生活状況、事業所との関係性、虐待の程度や頻度等を総合的に判断します。

また、緊急性が高いと判断した事例であるにも関わらず、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合は、立入調査の要否を検討します。

《緊急性の判断（一時保護の要否の判断）の根拠例》

- 重篤な身体的外傷、脱水症状、栄養失調、衰弱が見られる。
→ 入院の必要性を検討します。
- 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報がある。
- 器物（刃物、食器など）を使った暴力や脅しがあり、エスカレートすると生命の危険が予測される。
- 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
- 組織（事業所）の間で虐待の連鎖が起こり始めている。

- 虐待が恒常的に行われているが、事業所や虐待者の自覚や改善意欲が見られない。
- 虐待者の人格の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない。
- 虐待に繋がる家庭状況、リスク要因がある。
- 障害者本人が保護を求めている。
- 障害者の安全確認ができない。
→ 施設への入所、親族・友人宅、ホテルの利用等による分離保護を検討します。

④ 今後の担当者の決定

原則として、複数の職員で対応します。

身体的虐待やネグレクトが疑われる場合は、医療の専門職（医師・保健師・看護師等）を加えることもあります。

4 事実確認、訪問調査

(1) 事実確認

通報等を受けた場合は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市が行うべきものですが、この段階では障害者自立支援法に規定する市長による調査権限（障害者自立支援法第10条、第48条第1項、第3項、第4項、第49条第7項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

市から県への報告は、市が行う事実確認により障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が確認された事案に限るのが基本ですが、障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合などは、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことも検討します。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行います。

《事実確認で把握・確認すべき事項》

1) 障害者への事実確認項目

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認・・・関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

2) 障害福祉サービス事業所等への事実確認項目

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

(2) 訪問調査

施設における障害者虐待の情報を得たときは、虐待の拡大につながらないように、社会福祉法第70条などの関係法令に基づく調査を速やかに開始し、調査は利用者の生命保護・人権擁護の立場から行うことが必要です。

調査に当たっては、障害者やその家族、施設関係者等複数の人々からの聞き取りを行い、本人やその家族が安心して話せる場所の設定や易しく説明する等の配慮を行います。

《調査を行う際の留意事項》

- ① 複数職員による訪問調査
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、できる限り医療職が訪問調査に立ち会うこととします。

③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることとします。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために取り得る措置に関する説明

④ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮を行います。

(3) 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

5 個別ケース会議

(1) 個別ケース会議の開催

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

※ このほか、「個別ケース会議」についてはP42「個別ケース会議の開催」を参照してください。

2. 県への報告

1 市から県への報告

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に報告するとしています。（第17条）

ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案とします。

ただし、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、県と共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できなくても県へ報告します。

また、悪質なケース等で、県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに県に報告します。

〈県に報告すべき事項〉

- 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢、障害の種類及び障害程度区分その他の心身の状況
- 虐待の種別、内容及び発生要因
- 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 市が行った対応
- 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

2 社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市は、社会福祉法及び障害者自立支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図るとしてあります。(第19条)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市又は県は、指導を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者自立支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

【別表】社会福祉法・障害者自立支援法による権限規定

社会福祉法	第56条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第56条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する措置命令
	第56条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職 勧告
	第56条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第57条	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	社会福祉法人に対する事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者自立支援法	第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第49条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、効力停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、効力停止
	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第51条の28第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告	

障害者自立支援法	第51条の28 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28 第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表
	第51条の28 第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令
	第51条の29 第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の29 第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
	第51条の32 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第51条の33 第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第51条の33 第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第51条の33 第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第81条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第82条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第82条第2項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第85条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第86条第1項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

3 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法では、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）するとしています。（第20条）

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、障害者虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業者名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。（ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者自立支援法に基づきその旨を公示します。）

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となる障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所は、市又は県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事例です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、県に報告された事例
- ② 市及び県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事例
- ③ 市からの報告を受け、改めて県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事例

上記の事例を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり一時的に居室に施錠したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由無く障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待としています。やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むと共に、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着ける。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サードレール）で囲む。
- ④ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等では、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとしています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとしています。

緊急やむを得ない場合とは、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的に発生する突発事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。この場合「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ

作戦推進会議 2001 年 3 月) に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

ア やむを得ず身体拘束を行う 3 要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。また、身体拘束の原因となった状況の分析などを通して、身体拘束の解消に向けての取組方針及び目標とする解消の時期などを記載して、職員が統一した方針の下に取り組みます。

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。